

平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会社名 シダックス株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 志 太 勤 一  
(JASDAQ コード番号 4 8 3 7 )  
問合せ先 常務取締役 管理本部長 兼 IR 担当  
若 狭 正 幸  
(TEL. 0 3 - 5 7 8 4 - 8 9 0 9 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会において下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されました。当該法律改正により、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第 28 条第 2 項(取締役の責任免除)及び第 38 条第 2 項(監査役の責任免除)の一部について、所要の変更を行うものであります。

なお、第 28 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成 27 年 6 月 26 日(金)
定款変更の効力発生日(予定)	平成 27 年 6 月 26 日(金)

以 上

(別紙)

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条 　　(条文省略)</p> <p>第27条 　　(取締役の責任免除)</p> <p>第28条　　当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の限度において、その責任を免除することができる。</p> <p>2　当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で当該社外取締役</u>の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第29条 　　(条文省略)</p> <p>第37条 　　(監査役の責任免除)</p> <p>第38条　　当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の限度において、その責任を免除することができる。</p> <p>2　当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で当該社外監査役</u>の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第39条 　　(条文省略)</p> <p>第45条</p>	<p>第1条 　　(現行通り)</p> <p>第27条 　　(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 　　(現行通り)</p> <p>2　当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で当該取締役の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第29条 　　(現行通り)</p> <p>第37条 　　(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 　　(現行通り)</p> <p>2　当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間で当該監査役</u>の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第39条 　　(現行通り)</p> <p>第45条</p>